

千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 5 号）が令和 7 年 6 月 2 8 日付けで施行されることに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 4 9 条に定める罰則規定のうち、無許可営業等の重罰化した部分を第 4 9 条として、それ以外を第 5 0 条として規定が整備され、第 5 0 条以下の規定に条ずれが生じることから千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成 2 3 年千葉県公安委員会規則第 7 号）第 1 2 条に規定されている「重大な不正行為」について所要の改正を行うもの

2 施行日

令和 7 年 6 月 2 8 日